

ふるさとをほこりに

妹：ねえ、お母さん。今日、学校でこんな歌習ったよ。

えーとね。うーさーぎーおーいし…

兄：『故郷（ふるさと）』だろう。僕も習ったよ。

妹：「ふるさと」って自分が生まれ育った所の

ことでしょ。

お父さんもお母さんも、ここが

「ふるさと」なの。

父：お母さんは、中学生の時に引っ越して

きたんだよね。

妹：ねえ、お母さん。

お母さんの「ふるさと」のこと

聞かせてよ。



1

ふるさと自慢

○二人ずつ組になって、1分ずつ交互に、自分の「ふるさと」を紹介してみましょう。

①わたしの「ふるさと」は、……………

です。

②わたしの「ふるさと」の自慢は、……………

です。

もうひとつの『ふるさと』

妹：お母さん、「ふるさと」の話をしていると、うれしそうだね。

母：そりゃそうよ。自分が生まれ育ったまちだもの。

家族や、友達、近所の人、先生、

みんなと一緒に過ごした思い出がいっぱいあるもの。

父：ところで、もし誰かが、自分たちのまちの悪口を言ったとしたらどう思う。

妹：嫌だ。

兄：なにか、自分が悪口言われているみたいに感じる。

父：そうだろう。「ふるさと」って、自分自身みたいなものなんだよね。

母：でもね、自分の「ふるさと」を隠さなければいけない人たちもいたのよ。

兄：えっ、どうして。

母：差別されるかもしれないからよ。

父：そうだ、この前、会社の研修でもらった資料があったな。

これも、同じ『ふるさと』って題の詩だよ。

少し難しい言葉もあるけれど、読んでみてごらん。

どんな思いが伝わってくるかな。



ふるさと

「ふるさとをかくす」ことを

父は

けものような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ

縊死した友がいた

ふるさとを告白し

許婚者に去られた友がいた

吾子よ

お前には

胸張ってふるさとを名のらせたい

瞳をあげ 何のためらいもなく

「これが私のふるさとです」

と名のらせたい

丸 岡 忠 雄・作

この詩は、被差別部落で生まれ育った父親が、我が子がおとなになるころには、差別がなくなり、「ほこり」を持って自分の「ふるさと」を語る社会にしたいという思いをこめて詠んだ作品です。

どうわもんだい 同和問題ってなに？

妹：えっ！「ふるさと」がどこか言っただけで、結婚を断られてしまうの。

兄：「ふるさと」をあばかれることって、死んでしまいたいほど嫌なことなの。

母：そう、差別って、その人の夢や希望まで奪ってしまうものなのよ。

兄：ひょっとして、それって同和問題のこと。学校で少し習ったよ。

父：そう、同和問題のことだよ。

兄：そうだ、こんど学校で人権の勉強をするんだけど、
いろいろな人権問題の中から、何かひとつ調べてきて発表するように
言われてるんだ。

僕、同和問題について調べることにするよ。

ねえ、同和問題のこと、詳しく教えて。



2

参加者インタビュー

(1) 何人かの人にインタビューして、次の質問の答えを集めましょう。

(2) 二人ずつ組になって、集めた答えを報告し合いましょう。

① 同和問題と聞いて、思うことはなんでしょう。

② 同和問題を無くすためにどんなことがされてきたのでしょうか。

兄：お父さん、同和問題って、なんなの。

父：うーん、出身地に対する差別かな。

そこに住んでいるとか、住んでいたということ
で差別されるんだ。

兄：たとえば、どんな差別があるの。

母：やっぱり一番大きいのは、結婚差別や就職差別
じゃないかしら。

結婚するときや、就職するとき、差別をされ
てきた地域の人だと分かれると断られることが
あったのよ。

妹：じゃあ、言わなければいいのに。

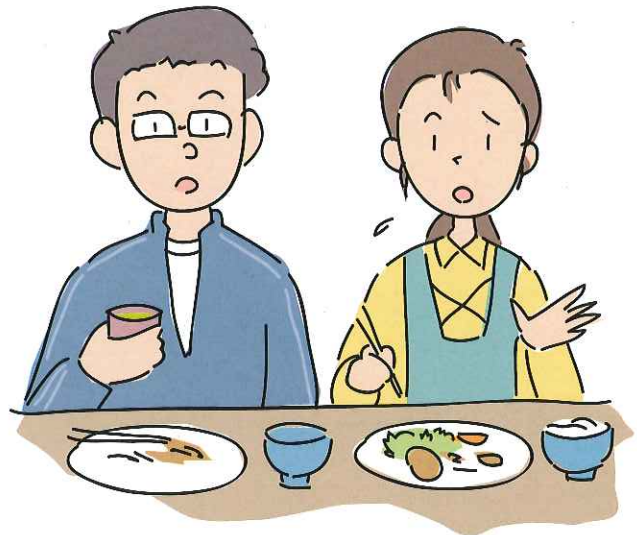
母：ううん、相手が勝手に調べちゃうのね。

だから、差別されてきた地域の情報をこっそり
つくって売り買した人たちもいたそうよ。

最近でも、役場にその場所がどこかという問い合わせがあったそうよ。

父：もちろん、役場では答えてくれないけどね。

母：それから、悪口なんかもあるわね。最近では、ハイキングコースで差別落書きがたくさん見つかったり、携帯電話のサイトで差別書き込みが見つかったりしたこともあったそうよ。差別的なことを言ったら、みんなから注意されるから、こっそりと公共物に落書きしたり、インターネットのホームページに書き込んだりする人もいるのよね。



- 平成13年に和歌山県同和委員会が実施した県民意識調査で、「あなたの周囲にはどのような差別がありますか」と尋ねたところ、右のような結果が出ています。これらの項目と調査結果を参考に自分たちの身の回りにおける差別について考えてみましょう。

項目	%
家柄による差別	34.5
貧富の差による差別	26.2
職業による差別	29.7
女性に対する差別	23.5
障害者に対する差別	34.9
部落差	40.3
外国人に対する差別	18.5
その他の差別	9.1
差別はない	16.3

れきし まな どうわもんだい 歴史から学ぶ同和問題

兄：でも、どうしてこんな差別が日本にあるの。

父：うーん。それは、やっぱり、歴史から説明しないといけないかな。

学校の社会科の授業でも習っていると思うんだけどなあ。

母：そうそう、この前、教科書を見ていたら、けっこういろんなところに載っていたわよ。

社会の教科書を持ってきてちょうだい。

3 歴史クイズ

○次の問題の答えを、となりの人と話し合ってみましょう。

(答えは、1つとは限りません。)

問題1：江戸時代に差別されていた人たちがしていた仕事はどれでしょう。

- ① 農業
- ② 手工業
- ③ 町の治安

問題2：江戸時代につくられた身分制度が廃止されたのは、いつごろでしょう。

- ① 約40年前
- ② 約140年前
- ③ 約240年前

問題3：大正11(1922)年に、差別されていた人たちが、差別をなくすために結

成した団体はどれでしょう。

- ① 青鞆社
- ② 友愛会
- ③ 全国水平社

問題4：同和問題を解決するための法律が制定されたのは、何年でしょう。

- ① 1948年
- ② 1956年
- ③ 1969年

父：それまでも、差別される人たちはいたようなんだけど、制度的に固められていくのは、今から、およそ350~400年前のことだと言われているんだ。

例えば、差別されていた人たちのなか、革をつくるのが上手な人たちがいたんだけど、戦国大名たちから特に管理されるようになっていったんだ。

兄：どうして。

母：武士は武具や馬具がいるでしょう。だから、いつでも手に入れられるようにしておきたかったのかもしれないね。

父：普段は、みんなと同じように農業をしていて、牛や馬が死んだ時はその処分をまかせてもらい、その代わりに、革を納めたり、町の警備などの役割をしたりするようになっていったそうだよ。

ところが、戦国時代が終わって、豊臣秀吉は武士と百姓、町人の身分をはっきりと分けていくんだ。

妹：刀狩りね。反抗できないようにしたんでしょ。

父：そして江戸時代では、身分制度をさらに厳しくしていったんだ。特に差別されていた人たちの着るものや、祭りへの参加、結婚などについては、とても厳しい決まりをつくったそうだよ。

母：それで、百姓や町人たちのこれらの人たちに対する差別意識も強くなっていったのよ。

父：でも、これらの人たちは、農業や手工業、芸能などを営み、治安などを担うことで、社会を支え、文化を伝えていったんだ。また、これらの人たちがいたから日本の医学も進んだと言われているんだよ。

妹：これね、杉田玄白や前野良沢が翻訳した『解体新書』でしょ。

母：実際に人の体を解剖して、「これが心臓です。」
「これが肝臓です。」と説明してくれたのが、これらの人たちだったのよ。

父：玄白は、その正確な知識に驚いたそうだよ。



武士



町人



百姓

父：この身分制度は、明治維新になり、近代的な社会をつくろうということで、明治4(1871)年に廃止されたんだ。今から、約140年前のことだよ。

妹：それでも、差別はなくならなかったの。

母：身分制度は廃止されたけど、社会にある差別意識を無くす取り組みがされなかったのよ。

父：社会から差別されることに変わりはなく、新しい社会づくりからも取り残されていったんだ。

兄：それで、暮らしもしんどくなっていったんだね。

母：そうなのよ。だから、いろいろな取り組みが行われたそうよ。

父：大正11(1922)年には、差別されてきた人たちが、自ら差別をなくす運動をはじめようと「全国水平社」をつくったんだ。

母：水面のように平等な社会を願ったのね。

父：この頃には、農民運動や労働運動、女性の地位向上などの運動も活発に行われていたんだよ。

兄：頑張って社会をよくしようとしてきた人たちがいたんだね。

父：こうして、多くの人々が、差別について考え、取り組む中で、昭和44(1969)年に、同和問題の解決をめざす特別対策の法律ができたんだ。

兄：明治維新から100年もたってからなんだね。

父：でも、和歌山県では、昭和23(1948)年に、地方改善補助制度を設け、昭和31(1956)年には、和歌山県同和委員会をつくり「県民みんなの同和運動」を進めるなど、早くから、同和問題の解決をめざした取り組みを進めてきたんだよ。

母：学校の先生たちも、早くから同和教育に取り組んできたそうだし、最初に役場で身元調査をできなくしたのも、和歌山県にある町だったそうよ。それから、差別に負けずがんばってきた人たちや差別をなくすために取り組んできた人たちが、この和歌山県にたくさんいたことも忘れてはいけないことよ。

父：これらの取り組みで、差別されてきた人たちの暮らしもだいぶ改善され、平成14(2002)年3月には、特別対策の法律が失効したんだ。でも、地域によっては、まだまだ課題が見られたり、意識面での差別が残っていたりする現状があるんだ。

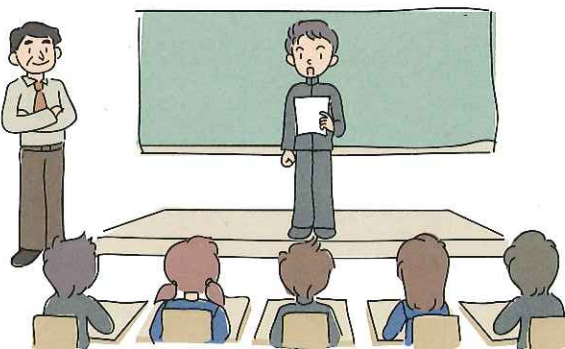
兄：同和問題は完全に解決したわけじゃないんだね。

母：一人ひとりが、差別をなくしていくために何ができるか考えて、行動に移して行かなくちゃね。



ちち どうわもんだい
父：同和問題のことはだいたいわかったかな。

あに おし かん
兄：うん。教えてもらったことや感じたことをまとめて、
こんどはっぴょう
今度発表するよ。



4 これから自分にできること

- ①グループで、今日の学習で、新しく知ったことや気づいたことを紹介しましょう。
- ②同和問題を解決していくために、自分たちができることについて話し合いましょう

■お問い合わせ

わかやまけんきょういくちゅうがくしゅうまきしゅうがくしゅうかじんけんまういくすいしんしつ
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室
わかやましこまつはらどちゅうめ
和歌山市小松原通一丁目1

TEL:073-441-3729 FAX:073-441-3724

※県教育委員会のホームページに使い方等を掲載しています。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/0syogai_top.html

■作成協力

じんけんがくしゅう
人権学習ファシリテーター
かさはら ひでみ
笠原 秀己

へいせい 20 ねん 3 がつ
平成 20 年 3 月